

報道関係者 各位

令和3年7月19日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室長 鷺谷 英樹

賃金指導官 佐藤 博幸

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金専門部会（令和3年度第1回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、秋田県最低賃金の改正決定について秋田労働局長から令和3年6月30日付けの諮問を受けて、本年度第1回目の秋田県最低賃金専門部会を下記の日時に開催します。

今回の専門部会では、秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取などを予定しています。

記

- 1 日時 令和3年7月26日（月）秋田地方最低賃金審議会終了後（午後2時30分目途）
- 2 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階） 秋田市山王7丁目1-3
- 3 議題 (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
(2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
(3) 秋田県最低賃金の金額審議について
(4) 今後の専門部会の開催日程について
(5) その他

4 傍聴等申込要領

(1) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。

(FAX番号 018-864-6370 締め切り：令和3年7月21日（水）12時必着)

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます。(傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。)

(3) カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。

(4) 次に該当する場合、会議の一部を非公開にすることがあります。

・公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若

しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合及び率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合。

非公開とする場合には、退席いただくこととなります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ・当日は手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の症状が見られる方、感染者と濃厚接触した方は傍聴をお控えください。